



日田市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 咸宜園教育研究センター

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年3月3日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【咸宜園教育研究センター】</p> <p>○契約における損害賠償等の記載について</p> <p>咸宜園教育研究センターでは、電子計算機等の賃貸借において、地方自治法等に基づき、5年間の長期継続契約を行っている。</p> <p>契約の状況を確認したところ、長期継続契約の条件とされる、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の記載はあるものの、「賃貸借期間中は原則解約できないものとする」という記載と、「甲（借受人、日田市）から中途解約した場合には、甲は次条に定める規定損害金（賃貸借料金の総額から既支払済賃貸借料を控除した額）を乙（貸付人）に支払うものとする」等の記載が確認された。</p> <p>解除権を留保した長期継続契約は、損害賠償の請求が認められない実益があるが、解除条項だけでは、貸付人側のリスクが高くなる。そのため、規定損害金条項を付加したものとするが、規定損害金は実質的な『損害賠償金』であり、損害賠償の額を定めることについては議会の議決を要することから、賠償額の決定に関し法的拘束力を生じさせるような具体的内容をもつ契約をあらかじめ締結すべきではないと考える。</p> <p>契約書の作成にあたっては、契約内容を十分確認し、契約書の条件、議決の必要性の有無等を精査したうえで契約を行われたい。</p>	<p>【咸宜園教育研究センター】</p> <p>本契約は、翌年度以降の契約について、解除権を留保する内容としているものの、一方で、中途解約はできないこと並びに物件の滅失及び盗難等があった場合の市が被る損害が大きい内容になっているものでございます。</p> <p>これらは、契約締結の際に契約書の文言の精査が十分でなかったことによるものです。</p> <p>対応といたしましては、相手方と協議を行い、修正について合意ができておりますことから、速やかに契約の変更を行うこととします。</p>